

早稲田大学大学院法務研究科

2017年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

目 次

1. クリニック担当教員と受講者数一覧	1
2. クリニック授業状況集計	2
3. 相談アンケート集計	3
4. 民事クリニック	
1) シラバス (民事A-C)	5
2) A班 (教員・学生報告書)	7
3) B班 (教員・学生報告書)	9
4) C班 (教員・学生報告書)	11
5. 行政クリニック	
1) シラバス	15
2) 教員・学生報告書	17
6. 家事・ジェンダークリニック	
1) シラバス	21
2) 教員・学生報告書	23
7. 刑事クリニック	
1) シラバス	26
2) A班 (教員・学生報告書)	27
3) B班 (教員・学生報告書)	31
4) C班 (教員・学生報告書)	33
8. 労働クリニック	
1) シラバス	35
2) 教員・学生報告書	37
9. 外国人クリニック	
1) シラバス	39
2) 教員・学生報告書	40
10. 商事クリニック	
1) シラバス	43
2) 教員・学生報告書	46

2017年度クリニック(臨床法学教育)担当教員と受講者数一覧

クリニック名	春			秋		
	教員名	受講者数		教員名	受講者数	
		男性	女性		男性	女性
民事クリニックA班	白石 大	3	0	白石 大	2	0
	外山 太士			外山 太士		
民事クリニックB班	濱野 泰嘉	1	1	濱野 泰嘉	/	
	山口 齊昭			山口 齊昭		
民事クリニックC班	近江 幸治	1	0	近江 幸治	2	0
	小海 範亮			坂 勇一郎		
	坂 勇一郎			森川 清		
行政クリニック	小島 延夫	/		小島 延夫	1	0
行政試行プログラム	小島 延夫	/		小島 延夫	1	1
家事・ジェンダークリニック	浅倉 むつ子	1	4	浅倉 むつ子	2	3
	岩志 和一郎			岩志 和一郎		
	岡田 裕子			岡田 裕子		
	棚村 政行			棚村 政行		
	松原 正明			松原 正明		
	緑川 由香					
刑事クリニック	河津 博史	2	2	河津 博史	5	4
	笹井 武人			笹井 武人		
	宮村 啓太			宮村 啓太		
	吉田 秀康			吉田 秀康		
労働クリニック	小林 譲二	/		小林 譲二	3	1
	島田 陽一	島田 陽一				
障害法クリニック	池原 毅和	3	2	/		
	大石 剛一郎					
	菊池 馨実					
外国人クリニック	/			宮川 成雄	2	0
				渡辺 彰悟		
商事クリニック I	尾崎 安央	1	0	尾崎 安央	1	0
	松本 真輔			松本 真輔		
商事クリニック II	奥山 健志	3	0	/		
	黒沼 悦郎					

2017年度 クリニック授業状況集計

	教員	受講生			クリニック授業内訳			
		男性	女性		相談者数 (※1)	相談実施回数 (※2)	検討会等 (※3)	課外活動
民事A	白石 大	3	0	春	3	4	8	
	外山 太士	2	0	秋	6	7	4	
民事B	濱野 泰嘉	1	1		3	3	9	2
	山口 斉昭			1	1	2		
民事C	近江 幸治	1	0	春	6	6	3	
	坂 勇一郎							
	小海 範亮 森川 清	2	0	秋	6	7	4	
行政	小島 延夫	1	0	秋	2	5	9	
(試行プログラム)		1	1	秋	2	5	9	
家事・ ジェンダー	浅倉 むつ子	2	3	春	6	7 (※4)	6	
	岩志 和一郎							
	岡田 裕子	2	3	秋	9	9 (※4)	3	
	棚村 政行							
松原 正明 緑川 由香								
労働	小林 譲二	3	1	秋	2	5	7	
	島田 陽一							

2016年秋学期終了以降、2017年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒ 26件
 2017年春学期終了以降、2017年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒ 31件
 (学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。)

- ※1 「相談者数」は、複数回相談に来られた場合でも、1名としてカウント。
- ※2 「相談実施回数」は、授業日に相談を実施した回数。同じ相談者が複数回相談にいらっしまった場合もカウントされている。
- ※3 オリエンテーション・カンファレンス・家事調停委員との懇談会等を含む
- ※4 2班に分かれて面談している場合はそれぞれを1回としてカウント
- ※5 学内向け無料相談会参加人数 → 前期：5人 (4月26日：1人、5月24日：3人、7月5日：1人)
 → 後期：2人 (11月6日：2人)

2017年度 クリニック相談者アンケート結果集計

① なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか（複数回答可）。						
a		b		c		その他
大学がしているので信頼できると思ったから	15	他に相談先を知らなかったから	3	無料だから	7	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な意見、考えを聞きたかったため ・家族が以前に利用し、とてもいいと聞き紹介してもらって ・小島先生の紹介 ・大学の教員だったので ・母校だから ・知人の紹介（3件） ・クチコミを見て私のように何も知識がない者にもできることや、取るべき手段を分かりやすく教えて頂けるのではなかないと思った為 ・複数の学生および教員が参加しているので、検討における網羅性および信頼性の担保があったと思ったので
② 担当者（学生）の話の仕方はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	18	普通	6	聞き取りにくかった	0	
コメント						
bの回答者より↓ 説明の際は、言葉選びをもう少し慎重にした方がいいと思います。聞く側は都合のよいように解釈してしまうこともあります。依頼者は、特にトラブルを抱えて精神的に弱っている人が多いので。						
③ 担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？						
a		b		c		その他
適切で話しやすかった	21	普通	3	話しにくかった	0	
コメント						
aの回答者より↓ 学生の方は丁寧に親身になって話を聞いてくれたので話しやすかったです。						
④ クリニックの回答はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
わかりやすかった	18	普通	4	わかりにくかった	1	・どちらとも言えない
コメント						
cの回答者より↓ もう少し具体的な情報が欲しかった。						
その他の回答者より↓ 実際にどうすればよいかという点でアドバイス頂いた書面については素人が一から作成するには実際には簡単ではなかったです。もう少し、たたき台のような、私でも作成できる見本のようなものがあればと思いました。回答時に口頭で要望書を作成とおっしゃられても難しく、素人にはイメージがつかない状況でした。						
⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。						
a		b		c		その他
長すぎる	1	ちょうど良い	20	短すぎる	3	
コメント						
cの回答者より↓ ・ただし、無料なので、これくらいかなと思います。						

⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。						
a		b		c		その他
大変役に立った	18	少しは役に立った	4	役に立たなかった	1	・進捗のためわかりません
コメント						
cの回答者より↓						
・インターネットで分かる範囲でしたので、やはり弁護士の方に相談しなくてはなと思いました。						
⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。						
・資料が多いので（添付ファイルで）送付が出来ず郵送での対応が可能であれば事前にお送りの方が良かったと思いました。						
・ありがとうございました。ふだん慣れない事柄なので、助言いただき助かりました。出版等は大学教員が関われる機会が多いので、事前にアドバイスをもらえる機会があれば広く役立つ（トラブルを避ける）のではないかと思います。						
・折角、複数の学生さんがいるので、それぞれの意見、考えも聞けたらいいなと思いました。学生の皆さんにはもっと積極的に対応されても良いのでは？と感じました。H Pに相談時間がどれくらいか明示されていなかったため、おおよその時間（配分も含め）が示してあった方が利用しやすくなるのではと思います。						
・時間の目安をあらかじめ教えて欲しい						
・会社員ですと、中々平日利用が難しいのが本音です。無料で、授業の一環をいう理由がある為、賛成は言えないですが、もう少し幅広い時間や曜日で相談を受け付けて頂けると、利用しやすいと思います。						
・非常にありがたい存在です。						
・学生さんの誠実さがとても伝わりました。一方で、とても緊張をされていたので、我々も緊張が強まってしまいました。学生さんなので、慣れていけば緊張もなくなるのかなと考えています。お役に立てれば幸いです。						
・すばらしいご縁をいただき感謝しています。今後ともご指導等いただきたくよろしくお願ひいたします。						
・雰囲気的にはとても快適で、相談しやすい感じでした。						
・法律の条文は快刀乱麻を断つとまでは行かないものですね。法律家の重要性がくらかわかりました。						
・もう少し早くにおうかがいできればよかったです。						
・事前に相関図や時系列的なものを送付させていただいたので、当日話の始まりがスムーズになりました。相談の進め方として、事前に提出をさせていただいたのは良かったです。弁護士の先生には、思い込みや人の話だけでなく、事実確認の大切さと、関わる人たちの思い・思惑を確認、大事にすることを教えていただき、大きな気づきがありました。展開によっては、また相談させていただければと思います。ありがとうございました。						
・問題点は、その後のフォローについて受けられるのかどうか不明な点です。その後、想定していない対応が相手方からありました。アドバイス頂いた方法で進捗中ですが、相手側の対応が想定と違うため、ご相談時に回答頂いた取るべき次の手段が果たしてそれでよいのか不安です。他に備えておくことはないのか等、交渉を始めたことで分からないことが出て困っている場合、どうしたらよいのかご案内は必要かと思いました。一度の相談で解決は難しいと思いました。						
・どうゆう方向に進んでいくかわかりませんが、皆様が真剣に取り組んでくださる姿勢に感謝いたします。						
・今回は相談させていただきありがとうございました。過去、親族にも周りにも前例がなく、どうすればいいのが困っていたのでとても助かりました。私の相談が各位のお役に立てれば幸いです。						
・困惑し途方に暮れておりましたので本当にありがとうございました。						
・おかげさまでその後手続きが無事進められることになりました。ありがとうございました。						

臨床法学教育（民事）A－C

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【授業概要】

民事A：白石 大／外山 太士

民事B：山口 斉昭／濱野 泰嘉

民事C：近江 幸治／小海 範亮／坂 勇一郎／森川 清

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

通年科目とされていますが、講義の合計時間は他の2単位の科目と同様であり、また、講義の準備に要する時間も、配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しております。

《白石・外山クラス》

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる事件をいくつか扱います。訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

表記上は通年科目ですが、当クラスでは、春学期班と秋学期班（各4名程度）に分けて実施します。どちらの班も、中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の

都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

《山口・濱野クラス》

山口・濱野クラスは、一般民事事件と交通事故・医療事件などの人身損害賠償事件を扱います。

一般民事事件は、無料法律相談を中心に行います。紛争解決のためには、法律知識はもちろんのこと、相談者の悩みや考えを引き出し、受けとめる技術・能力が必要です。無料法律相談でその実践に取り組みます。また、法律相談だけではなく、訴訟事件に取り組むこともあります。

人身損害賠償事件では、交通事故や医療事件の実務にふれてもらおうと考えています。これまでは、自転車同士の交通事故の準備書面起案や裁判傍聴、整形外科事案のカルテ検討、循環器内科医師の講演の傍聴、医学部生と「生命倫理と法」についてディスカッションなどをしてきました。機会があれば、病院見学や手術見学などもできればと思います。春学期班と秋学期班に分けて募集しますが、通年科目であることを活かし、学生の負担が大きくならないように柔軟にスケジュールを組んでいく予定です。

《近江・小海・坂・森川クラス》

一般民事事件と消費者・生活者に関する事件を扱います。

学生のみなさんによる相談・事案の分析・法的対処の検討などの取り組みを通じて、消費者問題については、社会問題としての事件のあり方、弁護士としての構えや多面的な解決方法のあり方について考えたいと思います。また、春学期は、東京の離島の法律相談活動にも取り組む予定です。秋学期は、生活者に関する事件として、路上生活者等への法律相談等、貧困問題に取り組みます。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回－第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います。

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【備考・関連URL】

《講義実施スケジュール》

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、各科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

＜受講者への要望＞

意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

春班は、請負契約に関する、やや複雑な事案を中心的に取り扱った。論点としては、①給付内容の特定（仕事が完成しているか）、②請負人の付随的な債務と注文主の残代金支払債務とが同時履行抗弁の関係に立つか、③請負人の履行遅滞により注文主が受けた損害は何か、④請負人が債務の履行の過程で注文主宅の塀を損壊した場合の注文主の権利などが含まれており、何度も検討を重ねたうえで、依頼者に回答した。あまり依頼者にとり好ましい内容の回答ではなかったが、ある程度の理解を得ることができたように思う。

その他、(i)隣家の庇が以前から越境していて壁面も近接しているとの相談や、(ii)勤務していた会社の系列の大学院に通学したが、卒業後5年以内に退職した際はその費用を支払う旨の合意の有効性に関する相談も受けた。特に(ii)については、肯定否定双方の判例があり、それらを検討したうえで、労基法16条適用の有無と、信義則による請求額の限定につき子細に検討することができた。

受講生全員が、既修2年生であり、法律基本科目の学修がまだ進んでいない段階ではあつ

たが、何とか食らいつき、だんだんと咀嚼していったようだ。

2 受講生より

私は、相談を受けた依頼者に納得していただけるように、相談事項を細部まで徹底的に検討し準備することの大切さを学んだ。特に請負契約に関する事案では、様々な論点についてそれぞれ類似判例を用いながら、当該事例と判例との相違を検討し判例の射程が及ぶかを長期間かけて詳細に検討した。結果としては、依頼者に対し「勝訴は難しい」と断腸の思いで回答せざるをえなかったのであるが、検討の際に先生がおっしゃった「依頼者にとってマイナスな回答をする時こそ詳細な検討をなさい。様々な解決手段を考え、一つずつ丁寧に検討してそれらの方法が難しいことを説明すれば、依頼者にこちらの誠意が伝わるはずだ」とのアドバイスは非常に深く心に刺さり、この事案を通じて、実務における最も大切な心構えの一つを学べたように感じた。

一方で、相隣関係や労働契約の有効性など、普段の学習ではほとんど目にしない事例も扱うことができ、一般民事の全くかけ離れた分野についても短期間で判例知識や論点を整理し、深く理解することができた。また相談の際には、自らが考える以上に法律未修者たる依頼者に対して、分かりやすい言葉で説明する必要があることを痛感した。

また、リサーチ能力の不足も反省点である。法律相談を受けた際には、必ず相談内容に類似する判例をリサーチし、判例の事案と相談内容の事案を比較し、判例の掲げる基準が相談内容の事案でも利用することができるか検討したが、判例をリサーチする能力が不足していたため、膨大な時間がかかってしまった。今後も訓練することで能力の向上を図っていききたい。

運営上の改善点として、日曜にもクリニック所在の相談資料にアクセスできる手段を要望したい。授業が詰まっている平日はもちろん、土曜に授業・アルバイトもあり、なかなかクリニックに出向いて資料を閲読する時間が取れなかった。週末に、相談資料によりアクセスしやすい環境があれば、より事件を検討できる時間が増えるように思った。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

秋班は、多様な相談案件を取り扱った。①隣家からの雨水の流入阻止と、境界となる石造の擁壁の崩壊予防請求、②根抵当権の元本確定請求後の設定登記抹消登記手続請求、③自宅に空調機取付工事を行う際、業者が誤って引き込み電力線を切断してしまった場合の損害賠償請求、④マンションの掲示板に管理組合によって実名入り書類が掲示されたことによる損害賠償請求、⑤ビジネスの方法に関する情報商材をネット上で購入する際の注意点、⑥賃借したばかりの部屋から悪臭が生じる場合の6件の相談を扱った。うち、②については、根抵当権者である金融機関に対し、抹消登記手続を求める通知書を起案して、依頼者に交付した。③については、購入店との交渉の進展に応じて2回の相談を行い、責任の所在（購入

店なのか工事業者なのか) と、相当因果関係を有する損害の範囲について検討し、さらに購入店に対する調停を提起した場合の管轄裁判所について、「営業所」(民事調停法3条1項)の解釈についても検討した。また、昼休みに8号館で実施している法律相談への立ち会いも1件実施した。

2 受講生より

実際の案件では、①各依頼者が最も求めていることは何かを意識して十分な聞き取りを行い、②その中から必要な情報を抽出した上で依頼者にとって最善の法的解決策を考え出し、③それを法律の専門家ではない依頼者に対して口頭で端的かつ正確に伝える必要があるが、これらは普通の授業では行わないため最初はうまくできなかった。しかし、教員から学び、相談しつつ、また受講した仲間と取り組んでいくうち、ある程度できるようになってきた。

そして、勉強した知識を生の事案に適用することの難しさを実感することができた。たとえば、不法行為に基づく損害賠償請求において、相当因果関係を有する損害が賠償されるべき損害となる、と勉強している。しかし、教科書や試験問題での事案とは異なり、実際の事案においてどこまでが相当因果関係を有するかは微妙なもので、わかりやすく前提事情や概要が記載されているわけでもない。そのような中で、実際にどこまでの損害が相当因果関係の範囲内かを考えるのは、本当に良い勉強になった。相談をきっかけとして教室で学んだ自分の知識を確認し、また文献や判例のリサーチをすることで更に理解を深めることもできた。

また、クリニックでの相談を通して、実際の訴状や契約書、登記事項証明書などの様々な文書にふれる機会があった。これは、普通に勉強しているだけではなかなかふれる機会がないものだと思うが、これらを実際の事案に絡めて読むことで、今までよくイメージできなかったことがある程度かたちのあるものになると思う。

総じて、勉強になることが多く、民法や民訴法など普段勉強している法律の理解を深めることもでき、受講してよかったと思った。決して負担の軽い授業ではなかったが、普段の勉強のやる気につながるだけでなく、将来に生かすことのできる経験を得ることができたと感じている。

民事クリニックB班

報告書

1 担当教員より

民事B班は、2017年4月から12月まで、学生2名、修了生1名が受講し、無料法律相談3件を実施した。無料法律相談は、未成年者の契約取消事件、出版契約にまつわる事件、医療過誤事件など多様で興味深い事案を担当した。

相談件数が少なかったのが残念だったが、学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握

し、事実関係や法律的な問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

無料法律相談はいずれも具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者の抱えている問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

また、民事B班では、教員の特徴を活かすべく、医療過誤事件などの人身損害賠償事件に集中的に取り組んだ。

運良く医療過誤事件の法律相談があったが、それだけでなく、教員による講義を行い、実務家教員が過去に扱った医療過誤事件のカルテをもとにケーススタディも行った。また、研究者教員から「自動走行における人身損害賠償の問題点」について講義があった。さらに、任意の課外活動として、HPVワクチン薬害訴訟の裁判傍聴や、医学生との合同ケーススタディ（生命倫理と法）にも参加した。

単なる法律相談を経験するだけでなく、弁護士の活動に多面的に触れることによって、法律実務家への思いをより一層強くしたようである。

2 受講生より

法律相談では、相談を受けて事前に回答内容を検討する際に、まず契約書の内容につき文言や構成を正確に把握することが重要であると感じた。相談内容となっている問題点は契約書のどの条項に関係しているのか、相手方の主張の根拠はどこにあるのかを理解することから始めるということが身についた。普段学修している民法の知識が基本となって検討を開始したが、実務では普段の学修で触れることの少ない法律についても相談内容との関係で学ぶことができた。

実際に相談者を前にして法律相談を行うことは、クリニックを通して初めて経験した。当初は、とても緊張し、事前に検討を行っていた回答を導くために必要な質問をすることで精一杯だった。事前にメールで相談内容を把握して検討を行ったが、相談者がどのような解決を一番に望んでいるのかということは、実際の相談でお話を伺っている中で明らかになることを学んだ。回答の際には、法律の知識がない方でも理解していただけるように順序立ててわかりやすく伝えることがいかに難しいかを実感した。また、指導教員の先生方が、法的な観点のみならず、相談者の感情を考慮してアドバイスしていらっしやったことが印象的だった。相談者の感情にも配慮することにより、相談者の安心や満足感につながるのではないかと考えた。

実際の医療訴訟の資料であるカルテ等を拝見し、診療経過を自分たちでまとめるといった経験はとても貴重なものとなった。医療訴訟というと時間と費用がかかるが患者側は勝訴判決を得ることができないといったイメージを漠然と抱いていたが、実際の資料を見ると医療知識が全くない者にとってはまずカルテに記載されている内容を把握すること

ですら時間がかかり、検査結果から患者の身体に発生した変化やそれがどのような医療行為によるものかを判断することがとても難しいということがわかり、具体的なイメージを持つことができた。また、限られた証拠から、医療関係者の注意義務違反を立証することも困難であることもわかった。訴訟を継続する患者や家族にとって、金銭的・精神的負担が大きいことも実感できた。

医学部の学生と生命倫理についてケーススタディを行いました。法科大学院生とは全く異なる視点からの意見を聞くことができてとても充実した時間になった。患者の自己決定権や尊厳死が問題となる事例で医師がどのような行為をするかを法的観点から考察することができた。生命や身体といった最も重要な権利について判断をするうえでは、刑事責任に問われる・損害賠償請求をされるといったリスクと患者の命を救うという倫理的な問題とが衝突し、医師は現場で迅速かつ的確な判断が求められるということを感じた。将来、患者・家族または医師・病院が依頼人となったときのイメージを持つことができた。

クリニックを受講した経験は、今後の学修や将来実務家になった際に役に立つと強く感じた。この経験を活かして、依頼人に寄り添い、信頼関係を築きながら、最も望ましいかたちで法律問題を解決できるような実務家を目指したいと思う。

民事クリニックC班 報告書（春学期）

(1) 法律相談

民事C班では、多くの法律相談を経験することを方針としているが、今期はクリニック事務所で6件の新件相談を受けた。いずれも単発の相談であった。今期の受講者は1名であった。後半3件の相談には、修了生1名が加わり、順次相互に相談担当と記録を分担した。

6件の相談案件の内訳は、①融資等の経緯から親族の共有名義となっている登記につき相談者の単独名義にしたいとの相談、②マンション管理組合の理事らが共用掲示板に相談者の名誉を害する文書を掲示した件についての損害賠償請求訴訟に関する相談、③相談者が研究活動として、美術作品の複製を小学生に鑑賞させその感想等の分析を研究成果として発表する場合における著作権法上の問題に関する相談、④新入生がサークルへの入会申請後ほどなくして退会する場合の会費の支払義務に関する相談、⑤5年以上前の連帯保証債務の請求への対応に関する相談、⑥生活保護と賃貸借契約における家賃免除特約との関係に関する相談、であった。

相談は、さまざまな分野にわたり、民法の基礎的な知識の他、著作権法や生活保護法等、特殊な分野に関する検討を要するものもあった。全体として、紛争当事者の法律関係の整理や、民法（商法）の基本的な考え方に基づいた検討等が行われた。

今期は継続の案件はなく、また、起案等を行う案件も存しなかった。

前半は学生1名による相談、後半は学生と修了生2名による相談であったが、全体として、熱心な相談活動が行われた。なお、昨年も6件程度の相談であったが、民事の一般的な

相談活動として学生が学習を行うには、この程度の相談件数が適切ではないかと思われる。

(2) 島しょ部における法律相談への参加

1. 概要

- (1) 主催：NPO法人司法過疎サポートネットワーク
- (2) 参加者：弁護士1名（小海範亮先生）、司法書士3名、税理士1名、土地家屋調査士1名、公証人1名、早稲田大学法科大学院生2名（クリニック受講生）
- (3) 日程：平成29年8月24日（木）夜～8月26日（土）（船中1泊、現地1泊）
 - 25日 9:00～15:00 法律税金相談（村役場3階・阿古地区）
 - 15:00～17:00 民生委員との懇談会、社会福祉協議会からの相談（三宅支庁2階・神着地区）
 - 26日 午前中 被災現場視察等

2. 法律相談内容（クリニック受講生が傍聴したもの）

- (1) ①父からの生前贈与にかかる贈与税について、②相続財産に含まれる予定の土地の登記名義を、曾祖父名義から父名義にする方法について
- (2) 同居の母親の財産を、同居の兄が使いこんでしまう。相談者は障害者年金を受給。
- (3) 地元法人の労務・人事について：①始業前ミーティングの分の時間外手当を請求された、②実態上管理職として扱っていた者を、非管理職に戻すことの可否・注意点、③従業員の兼業（いわゆる「家業」のようなもの）に対する取扱い

3. 民生委員との懇談会

- (1) NPO側から、成年後見制度の基礎説明、民生委員との連携の提案、任意後見契約の概説を行った。
- (2) 民生委員側から、各制度についての追加質問のほか、委員の一人から知人の後見人となった際の体験が語られ、決して軽くない負担の実情が伝えられた。

4. 被災現場視察等

雄山山頂部付近、昭和37年噴火口、昭和58年溶岩流跡などを視察し、噴火のすさまじさを確認するとともに、島内を周遊しその文化や自然に触れる機会も得た。

5. 所感など

(1) 土地相続や財産管理など一般的な法律相談でも、へき地・被災地においては土地特有の事由（砂防ダムや避難生活の長期化など）が相談内容に影響することが実感できたよい機会だった。

また、他士業の先生方と同行することで、それぞれの業務の具体的な様子（繁忙期や、本人確認の難しさなど）を聞くことができたのも有益だった。

(2) 法律相談や民生委員・社協の方々との懇談会からは高齢者とその家族をめぐる法律問題が多かった。後見制度を利用することが望ましいと思われるものもあったが、同時に後見人の担い手が不足しているように感じた。

(3) 三宅島では農業・観光業が主要産業であり、天候が悪ければ不作となったり、船が接岸できず観光客が来島できないことから、島民の現金収入が不安定であり三宅島でも多重債務問題がしばしば見受けられるようである。

島民が本土の専門家に法律相談をするとすると、島民割引を利用しても交通費・宿泊費が2万円程度かかるようであり、それだけでも少なくない金銭負担を強いられることもあって、多重債務問題が深刻化することも少なくないという。

他方で、島民は自分の法律問題を他の島民に知られることに対して強い警戒心を抱いており、島で法律相談を行っていてもなかなか相談に来てくれないという事情があるようであり、離島においては司法アクセスに関して難しい課題があることを体験できた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

(1) 法律相談

今期はクリニック事務所で6件の相談を受けた。うち1件は本人名で出す内容証明及び合意書案について起案を行った。今期の受講者は2名であり、順次相互に相談担当と記録（及び報告書の作成）を分担した。

6件の相談案件の内訳は、未分割の相続土地に送電線を建てたいとの電力会社からの申し出に対する対応に関する相談、相続土地上の建物の所有者の代理人を名乗る者からの底地の購入申し込みに関する相談（遺言と土地賃貸借契約書の解釈等に関する。）、同棲していた婚約者との婚約解消に伴う損害賠償請求等に関する相談、婚約破棄に向けた対応のあり方に関する相談、等であった。

今期の相談は、不動産や不法行為等に関するものの、親族・相続に関係する事件が比較的多かった。全体として、紛争当事者の法律関係や法的論点の整理とともに、相談者の今後具体的な対応等について検討が行われた。

上記のとおり、1件について内容証明郵便及び合意書案の起案を行った。本件については、書面作成の対応を含め、相談者と継続的なやり取りが行われたが、相談者自身の解決に向けた努力を励ますとともに、法的助力を行うことができた。

学生2名による相談であったが、全体として、熱心な相談活動が行われた。なお、この間、6件程度の相談件数が定着してきているが、民事の一般的な相談活動として学生が学習を行うには、この程度の相談件数が適切と思われる。

(2) 路上生活相談等への参加

上記の他、弁護士等が行う路上生活相談に同席し（11月6日）、また、生活保護基準引き

下げ問題の緊急ホットラインに参加（12月26日）することにより、法律事務所における法律相談とは異なる相談態様を経験するとともに、社会的問題についての現場の状況を知ることができた。

2 受講生より

クリニックを通して、実社会においてはどのようなことが法律問題になっているのかについて、その一端を知ることができたということが挙げられる。学問としての法律をこれまで学んできたが、実社会ではどのような形で法律問題が生じていて、その問題はどのように法律で解決できるのかということを知ることができた。法律相談の中で先生方と学生で解決策を検討する際、先生方が、依頼者が抱えている様々な問題についてこれは法律としてはどのような問題であると思うかと学生に問いを投げかけてくださったので、社会で生じる問題を法律問題に引き直して検討する能力が向上したと感じている。クリニックを行うようになり、報道された社会問題や自分が日常生活で直面した些細な問題について、法律問題としてどのように解決することができるのか、当事者の主張が法的な請求として許容されるのかということを考える癖がついたと思う。また、法律相談という形で依頼者と直接話をする中で、どうすれば会話のなかで依頼者から必要な情報を引き出すことができるかということを考えるようになった。そして、法律については詳しくない依頼者に法的な解決策をわかりやすく説明することの難しさも痛感することができた。自分の頭の中では理解できていることも依頼者に説明するとうまく伝わらないことや、説明の順番を間違えてしまうことなどがあった。クリニック全体を通して様々な観点から新しい学びを得ることができてとても有益な時間を過ごすことができた。

臨床法学教育（行政）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【授業概要】

行政：小島 延夫（中間、最終カンファレンスは民事班と共同で行います）

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

通年科目とされていますが、講義の合計時間は他の2単位の科目と同様であり、また、講義の準備に要する時間も、配当単位数（2単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しております。

《行政クリニック》

行政法クリニックでは、実際の法律相談や、受任した事件への対応を自ら行うことを通じて、法律に関する理論と実務を学びます。案件としては、新しく早大リーガルクリニック法律事務所に相談があった（持ち込まれた）案件及び教員が関与している案件といった、現実には起きている案件について、法律相談、さらには、意見書等や行政不服申立手続・訴訟手続における申立書・主張書面等の作成等を行ってもらい、可能であれば、口頭審理手続における代理人意見陳述を行っていただきます。行政法クリニックとしての特徴上、法的紛争事案はもちろん、それに限らず、地方自治体等からの条例制定等の相談等の案件についても取り扱います。また、行政法クリニックではありますが、案件の性質上他の法律分野や政策的課題・紛争解決のための諸手段についても検討が必要となることもあります。

具体的な取組みの特徴としては、案件の性格上、可能な限り、実際に現場を見に行くことを心がけ、現地の視察や現地での関係者からの聞き取りなどの作業を行ってもらうことが

多くなると思います。

また、通年科目ですが、春班（主に春学期実施）と秋班（主に秋学期実施）に分かれて実施します。ただし、秋学期については、受講生と相談しつつ8月下旬ころから実施する場合もあります。秋班については、7月の期末試験終了後追加募集をすることもあり、場合によっては、8月後半から参加してもらいます。

※2年生については、単位の関係で正式履修が難しい者もいると思われませんが、そのような者は、試行プログラム（単位にならない）として参加することも可能とします。その場合は、3年次に正式に履修することも可能で、その場合具体的な講義実施スケジュールは柔軟に検討します。この形で応募する学生は、「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出してください。試行プログラムに参加する学生は、別途教員と日程等を調整して内容を決めていきます。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回－第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います。

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【備考・関連URL】

《講義実施スケジュール》

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、各科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

報告書（秋学期）

【今年度の活動内容】

今学期は、年金事件と、都市公園の木と広場を守るという事件が、新しい事件として、来て、それらの事件について取り組んだ。

以下に、主要な活動ごとに、概略と学生の感想を記載する。

1 取り扱った案件の概略

(1) 公園案件

当該地区では、最大の草地広場と多くの木々からなる森を有する都市公園について、オリンピック準備を理由に、多くの木々が伐採され、また、草地広場に陸上トラックが作られるなどすることとなったので、それを止め、良好な都市公園としての実態を守りたいという事件。

どのような訴訟が可能か検討するとともに、必要な情報公開請求をした。

(2) 年金案件

離婚に伴い、年金分割をしたところ、離婚前と後で、合計額が大きく減少したので、審査請求をしたところ、年金制度上の問題が判明したというもの。

どのような訴訟が可能か検討するとともに、関係の法令関係の調査をした。

2 学生の感想

(1) 担当学生の感想その1

実際に起きている問題を解決するために活動することは、常に緊張感を伴うものだったが、実際の弁護士業務に近い体験をすることができ、非常に有意義な時間だった。

事例問題を解く上で、果たしてこんなことを行政機関がするのだろうかという疑問に思うことがあるが、現実問題として、明文で法定されている手続を無視したりすることが平気で行われているということが分かり、認識を改めさせられた。

公園案件における情報公開請求については、情報公開請求を実際に初めて経験できたこ

とが、それ自体で大きな学びとなった。今回は A 区の電子申請サービスを利用しましたが、思っていた以上に簡単に情報公開請求をすることができ、また区側の対応も迅速だった。他方、希望した書類がないと区の職員から言われた際に、それをどこまで信頼してよいか分らなかった。行政が実際にどのような書類を作成し、保管しているのかは国民にとって明らかでないため、本当は存在する書類が、意図的に又は過失により隠されているのではないかと不安を抱いた。これについては、法律家として、効果的な証拠収集のためにはどの行政機関がどのような書類を保有しているのかについての見通しを立てられるような知識の獲得が必要だと感じた。

年金案件については、難解な年金制度を、学生複数人で協力し合って、何とか事案に即した法的主張をすることができるレベルまでに理解を進められた。はじめは、先生や依頼者の方が何をおっしゃっているのかが全く分らなかった。また、法的主張を組み立てようにも、実務上の取扱いがいかなる法令に基づくものであるのかが見当もつかないという有様だった。このような状態から、学生同士で議論し、1つ1つ疑問を解消していきながら、実際の事案においてどの法令がどのように適用されたのかを探っていくという作業は、正解が分からないが故に根気を要するものであったが、非常に楽しく、勉強になった。

他方、以下のような改善すべき点があった。

第1に、依頼者の方に説明する際に、早口になってしまったことだ。振り返ってみれば、依頼者の方にとっては、難解な法律用語が次々に出てきて、理解するのが難しい説明をしていたように思われる。

第2に、こちら側の見解を分かりやすくまとめた資料を依頼者の方にお渡ししなかったことだ。今回の年金の事案においては顕著だが、複数の法令が複雑に入り組んだ制度が構築されている場合、一定の法的知識がなければ、実際の事案における法令の適用関係を理解することがほとんど不可能だ。それにもかかわらず、当該事案における法令の適用関係を口頭で説明するにとどめてしまい、本当にそれでよかったのか考えさせられている。もっとも、書面にしてお渡しすることは、その内容が誤っていた場合のリスクとの衡量が必要であるため、慎重になるべきとも考えられる。

(2) 担当学生の感想その2

公園案件については、様々な法的措置を検討しました。

公園工事の民事訴訟上の差止訴訟は仮処分も可能なため、工事を止めること自体には直接的に効果があるものの、争点の中心となる木の伐採が工事の早期に行われてしまうと訴えの利益がないとして終了させられてしまう可能性があった。

そこで、本件では、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号「怠る事実の違法確認」請求を選択した。この住民訴訟においては公園の財産価値が工事により減少しているかぎり、訴えの利益がないとして訴訟が終了させられる心配がない。また、依頼人は公園の木が伐採さ

れて公園内の森がなくなることによる不満の中核としているため、森がなくなることによる公園の財産価値がなくなるといった主張は依頼者の心情に沿いやすい。

このような訴訟選択を検討する過程において、依頼人の主張から直接考えられる訴訟に問われることなく、幅広く依頼者が真に求める点を汲み取りながら、訴訟形態の選択を検討することが重要だと改めて認識できた。

また、運動としてどこまでできるのかという点について問われ、工事業者との協議という体裁をとれば、民事不介入として警察の介入を防止することができる点について、アドバイスを行った。自身としては、デモや反対運動の経験がないため、警察に対する具体的な対応についての法的アドバイスの仕方を学習できたと思う。

また、住民監査請求さらに住民訴訟へと手続開始されれば、反対運動に核となり、住民運動の指針となる点もアドバイスした。個々の立場から主張するため、まとまりのある主張を維持することが難しい印象のあった原告団に確固たる方針を与えることで運動に求心力を与えることができたと思う。

最後に争訟中であるということで、強引に工事を続行する行政・工事業者に圧力をかけることができるのではという提案も行った。反対運動はやはり政治性が強い行為である以上、主張に求心力をもたせることは重要であり、ばらばらな主張になりがちな依頼人がまとまっていく様子を実感することができた。

(3) 担当学生の感想その3

私が行政法クリニックを履修したきっかけは行政法が苦手だから得意にしたいと思ったからだ。実際にクリニックが始まると、事案がとても難しく関係法令が複雑で、たくさんの相談の方がいらっしやると圧倒されてしまうし、ついていくのが大変だった。

公園案件では公園の木が切られる前に止めたいという要望に対して、どのような手段で対応するのか初めは想像がつかなかったが、先生に地方自治法 242 条の 21 項 3 号の、財産管理などの怠る事実の違法確認請求、いわゆる 3 号請求という方法があることを教えていただき、住民の方と一緒にどのような点で A 区が公園案件の管理について怠っているかを考えた。住民監査請求、住民訴訟は教科書でも書いてあることが少なく授業でもあまり扱われないためとても勉強になった。たくさんの資料を集め、住民の方と相談して怠る事実を構成する過程に携わることで、住民訴訟の本案上の主張について具体的に理解できました。また、実際に監査結果が出てみると、こちらの主張に対応するのではなく、自由に解釈し直して監査結果を出していたので、行政内の監査機関の機能不全ぶりや不透明さを身をもって感じる事ができた。住民訴訟の中では住民監査請求の手続に関する不服申立ての制度はないと先生がおっしゃっていたが、国家賠償法によって違法性を主張したり、財政民主主義の観点から怠る事実を含める方法などが出てきて、事例問題では出てこないような問題をどのように訴訟の形に組み込むか考えることができた。

年金案件では一回目の法律相談を担当した。相談を聞いている中で、自分が伝えたいこ

とを相談者の方にうまく説明できない場面があり、準備不足を痛感するとともに、自分が理解していることでもそれを依頼者の方に表現することの難しさを感じた。また、相談者の方がどの部分の減額処分に不満を持っているかもわかりづらかったので、相談者の方から正確に事情を聞くことが大切だと思った。今まで私は弁護士の仕事は、答案を書くときのように事案に対して取り得る手段を考え出すだけだと思っていたが、年金のように自分が知らない分野の事件が持ち込まれた場合、全力で調べて、初めから年金に関するエキスパートだったかのように相談者の方に説明し、納得してもらわなければならないのだと分かった。将来弁護士になったら知らない法律が出てきても行政クリニックで冬休みに国会図書館に行って議事録をコツコツ調べたことを思い出して、対応できるようになりたいと思う。

臨床法学教育（家事・ジェンダー）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

浅倉 むつ子／岩志 和一郎／岡田 裕子／棚村 政行／松原 正明／緑川 由香

【授業概要】

臨床法学教育（家事・ジェンダー）では、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、(1) 法律相談事件の相談を直接担当する方法と、(2) 教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。

(1) は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、約3-4名ずつに編制されたグループごとに、特定の事件について、複数の弁護士教員の指導の下に大体3-40分事情聴取を行い、その後10-15分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体2-30分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要である場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。

(2) については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、(3) 調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファレンスは家事ジェンダークリニックのメンバーのみで行い、互いに、事件の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有する。日によって、相談案件の有無や数が異なるので、適宜、相談事件の復習や予習を行う。

最終カンファレンスは、民事・行政クリニックの履修生と一緒にいきなり経験交流をする。

【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

【授業計画】

実際の相談依頼の人数・相談内容に応じて、相談体制を組みあわせていくので、常に臨機応変に対応するものとする。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一『離婚調停』日本加除出版

片岡武・菅野真一『遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版

梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣、2013年

家族法授業で使用している各自の教科書

【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、各科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

<受講者への要望>

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。
将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

報告書（春学期）

1 担当教員より

受講学生5名、教員6名（岩志・浅倉・岡田・棚村・緑川・松原）で授業を実施し、6件の家事相談事案を扱った。その内容は、①養育費の増額請求、②相続不動産の行政へ寄贈あるいは物納、③不倫による離婚、慰謝料請求について、④重なった相続の整理、⑤遺言による立ち退き・遺留分、⑥親族間の債務トラブルなど多岐にわたった。受講学生は、3～4人のチームを構成し、役割分担をしつつ短期間に丹念な準備を重ねて当事者との面接に望んだ。そして、面接においては、当事者が真に希望するところ、あるいは、事案の解明に必要な点であるにもかかわらず、当事者が積極的に持ち出さない事柄についても、丁寧な対応によって聞き出すなどして、的確なアドバイスをすることができた。そのため、当事者からは、クリニックの相談を受けてよかったとの感謝の言葉を頂くことができた。相談事例については、実施後に期日を改めて相談のあり方について検討をし、反省点などを確認した。

そして、最終カンファレンスを実施して、春学期の授業の総括をした。

2 受講生より

(1) クリニックを受講してよかったと思う点

クリニックを受講してよかったと思う点は、相談者の方と直接対面して相談を受ける、という経験ができた点です。基本書を読んだり、ロースクールの授業を受けたりすることで、条文や判例の知識はある程度身につけることができますが、実際に相談を受け、解決策を検討することで、自分の持っている知識がどのような場面で、どう役立つのか、具体的にイメージすることができるようになりました。これは、勉強のモチベーションにもなりました。相続などの相談を受けたときには、普段の勉強ではあまり引かないような条文をみる機会もあり、また、一人で考えるのではなく、一緒に受講している学生や先生たちと話し合いながら解決策を考えることができたのは、学部頃のゼミのようで楽しかったです。

(2) 反省すべき点

自分が担当しなかった案件について、きちんと検討することができなかったことです。家事・ジェンダークリニックは、他のクリニックよりもたくさんの相談を担当することができるので、分担制にしていました。自分の担当以外の相談もきちんと検討できたら、より実りのある半期になったのではと思います。

「クリニックは負担が重い」「試験勉強に集中するべき」という話を聞き、クリニック受講を回避する学生も多いです。しかし、学生のうちから実際に相談を受けることができる機

会があるのに、利用しないなんてもったいないと思います。できるだけたくさんの学生に受講してほしい、と思っています。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受講学生5名、教員5名（岩志・浅倉・岡田・棚村・松原）で授業を実施し、6件の家事相談事案を扱った。その内容は、①離婚手続きについて、②胎児認知された弟への相続について、③相続トラブル、意思能力のない被相続人の生前贈与の可否、④モラハラを受け離婚を検討している、⑤既婚者と不倫をして、相手の妻から通知書が届いた件への対応、⑥父親の介護・財産管理に関する姉妹トラブル、⑦口頭でのみ相続放棄を表明した相続人の相続開始時点についてなど多岐にわたった。受講学生は、3～4人のチームを構成し、役割分担をしつつ短期間に丹念な準備を重ねて当事者との面接に望んだ。そして、面接においては、当事者が真に希望するところ、あるいは、事案の解明に必要な点であるにもかかわらず、当事者が積極的に持ち出さない事柄についても、丁寧な対応によって聞き出すなどして、的確なアドバイスをすることができた。そのため、当事者からは、クリニックの相談を受けてよかったとの感謝の言葉を頂いたこともあった。もっとも、相談者のなかには、自身の考え方に固執する方もいて、受講生が対応に苦慮する場面も見受けられた。また、家事事件の相談者は、精神的に混乱した方が少なくなく、これらの方々に適切に向かい合うことは困難であり、担当した受講生には精神的負担もあったであろうが、法曹としての得難い経験を積んだものと思われる。

そして、最終カンファレンスを実施して、秋学期の授業の総括をした。

2 受講生より

今期の家事・ジェンダークリニックでは、主に離婚問題、相続問題、面会交流についての事案を扱った。

法律的な問題についての相談を受けることが基本であったが、家事の分野であるため相談内容に相談者の感情が複雑に絡んでおり、法律的な問題には直接関係しないが相談者としてはこちらに伝えたい気持ちを話されることも多くあり、話を聞く際にはこちらでも相手の伝えたい気持ちを受け止める姿勢が必要であったように思う。

特に離婚について扱った事案では、相談者は学生に対しても涙を流しながら真剣に話をしており、その姿を見るとこちらでも人として真摯な態度で話を聞かなければならないと特に感じさせられた。

学生間の連絡、配役分け、事前準備等はスムーズに手ばかりなく行われており、その点は良かったのではないと思うが、実際に話を聞く場合には、聞きたいこととは別の話をしながら相談者に質問しなければならない場面が多く、質問の仕方、話の展開の仕方などの工夫が必要で難しかった。

相手の心情に配慮することを意識するあまり相談者に対する質問数が少なくなってしまうようにも感じるので、気を遣いつつも必要なことはもう少し積極的に細かく聞いていても良かったのではないかと感じている。

先生方は相談者の話を聞く際には相手の感情に配慮しつつも必要な話を無駄なく自然に次々と聞かれており、それでいて気を遣いすぎるのではなく第三者としての視線で話を聞かれていてさすがだなと感じた。

どのように話を聞いていけば良いのかというお手本を見せてもらったのでとても良い経験になったと思う。

面会交流の案件では父、母、子と三者の話をそれぞれ聞く機会があり、同じ話を聞くのも見方や考え方の違いで、話す内容が大きく異なってくるのだと実感した。

相談者の話は真剣に聞かなければならないが、まだ見えていない相手方の事情もあるかもしれないということや、客観的な事実よりも話が大きくなっている可能性も十分あるということを意識できるようになったというのはとても良かったと思う。

また、どの問題を扱うにしても基礎的な法律的知識は当然不可欠であり、その知識を習得、定着させることが必要だと感じたが、特に相続問題を扱った際にまだまだ不足を感じたので、法律的な知識の習得、定着をさせることに努力したい。

家事・ジェンダークリニックでは相談者と顔を合わせて、相談者の気持ちが大きく関わる事案の話をする事となったが、クリニックで相談したことによって相談者の気持ちに少しでも余裕ができたのであればとても嬉しいと実際に感じた。そのように感じられたことが家事・ジェンダークリニックを受講して一番良かった点だったのかもしれない。

臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

河津 博史／笹井 武人／宮村 啓太／吉田 秀康

【授業概要】

この科目では、現実の刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑事関係法令や刑事法理論が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、身体拘束を受けている被疑者・被告人がどのような状況にあるか、また関係諸機関はどのように機能しているか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

春学期班と秋学期班（各16名まで）を募集するが、特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、春学期科班は夏季休暇中に、秋学期科班は春季休暇中に開講する。

【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして、刑事弁護の仕組み、刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し、併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、主に捜査弁護であり、弁護士会が実施している当番弁護制度及び国選弁護制度を利用し、同弁護士の派遣要請を受けて行う。学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配転を受けて出動し弁護活動を開始するが、その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して中間報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver. 2」（現代人文社）

【備考・関連URL】

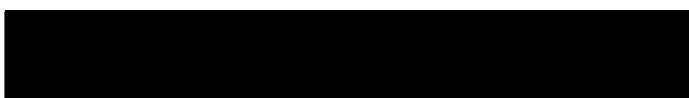
<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

特になし。



刑事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

被疑者が2名の男性に暴行を加えて、うち1名に傷害を負わせたとされる傷害及び暴行被疑事件を受任した。

被疑者は、飲酒の影響で記憶が明瞭ではない点もあったものの、被疑事実については認めていた。そこで、受任直後から、身体拘束からの早期の解放を目指して、親族及び職場の上司との面談、同人らの誓約書作成、裁判官への意見書提出、勾留の裁判に対する準抗告申立て、被害者らとの和解交渉、検察官に対する早期の終局処分を求める意見書提出、勾留取消請求、勾留取消請求却下決定に対する準抗告申立てを行った。

残念ながら勾留期間の満期まで釈放されず、検察官は、満期当日に処分保留のまま被疑者を釈放し、後日、不起訴処分を行った。

2 受講生より

今回の活動を通じて最も印象に残ったことは、弁護人と被疑者との関係性です。被疑者との信頼関係の構築は、刑事弁護において最重要なものの一つだと思います。今回、先生方が何度も被疑者と接見し、言葉を交わしたうえで、真に被疑者のためを思った活動をしていくことで、被疑者との強い信頼関係を築いていったことに感銘を覚えました。それは、ほぼ満期であったために、勾留取消の却下に対する準抗告を出すことの実質的意味はほとんどなかったものの、やれることは全てやるという姿勢・弁護方針にも表れていると感じました。

一方で、B班とは違い、被疑者との接見に行けなかったことは心残りです。B班の方の、アクリル板を挟んで対話するあの空間はとても独特な雰囲気を持っていたという言葉聞き、是非体験したいと思いました。

とても貴重な経験をさせていただきました。宮村先生、高橋先生、短い間ではありましたが、本当にありがとうございました。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受任した事案は、泥酔した被疑者が、都内の繁華街において、乗車していたタクシー運転手に対し、所携の傘で十数回殴打する暴行を加え、加療1週間を要する傷害を負わせたというものであった。

本件当時、被疑者は泥酔した状態であり、本件についての記憶が極めてあいまいな状況にあり、タクシー運転手に対して暴行した記憶はないが、捜査機関が有する客観的証拠によって分かる事実については認めるし、被害者に対しては謝罪をしたいと供述をしていた。

比較的軽微な事案であったことから、被疑者を身体拘束から解放する活動を行った。具体的には、被疑者と接見し、本件状況及び本件に至る経緯、被疑者の身上・経歴、被疑者の勤務状況などについて詳細に事情聴取した。なお、受講生は、接見に立ち会うことができ、しかも、立会人なしの秘密接見を経験することができた。

次いで、裁判官に対して勾留請求を却下すべきとの意見書の作成を始めた。また、被疑者の妻と面談して、同人の陳述書を作成し、右意見書に添付する疎明資料を準備した

それらの作業を行いつつ、指導教員が検察官と電話で交渉したところ、検察官において、勾留請求をしないこととなり、被疑者は、留置施設には一泊しただけで身体拘束から解放された。

その後、被疑者の不起訴処分を目指す弁護活動を行った。

まずは、指導教員において、3度に渡って被害者と交渉し、示談が成立した。

その後、被疑者を起訴猶予処分にすべきであるとの内容の意見書を作成し、検察官に提出した。

その結果、被疑者は不起訴処分（起訴猶予）に処せられた。

2 受講生より

(1) 担当学生の感想その1

刑事クリニックで学んだことは、依頼人の意思を尊重するということの難しさである。弁護士が依頼人の利益を追求することは当然で、刑事訴訟実務の授業や法曹倫理の授業でも学んだことであつたはずなのだが、今回実際に依頼人の弁護活動を生で体験してはじめて自分の想像力が著しく足りておらずその意味を全くわかっていなかったことに気づいた。

最初にそのことを感じたのは、逮捕されてすぐの依頼人との初回接見から依頼人の身柄の解放までの弁護活動において、迅速さがとても重要であることを知ったときだ。被疑者接見で依頼人が「早く出たい」という旨の主張をしているのをきいても、わたしは深く考えず、警察署の中の居心地が悪いことや早く不安がっている家族に会いたいことが理由だとしか

思わなかった。しかし依頼人の話を最後まで聞き、その後の吉田先生と水橋先生のお話を聞いて、身柄拘束が長引けば逮捕されたことを勤務先に隠すことが難しくなり、最終的には不起訴処分を得て前科がつかなかったとしても、勤務先は終局処分を待たずに依頼人を解雇してしまうかもしれないのだということに気づいた。わたしは、そこで初めて、依頼人がどれだけ強く一日も早い身柄の解放を望み、そのことが依頼人の後々の人生にどれだけ大きく影響するのかを考えた。そこまできちんと考えて理解しなくては、依頼人の意思を尊重していることにならないと思った。

また、不起訴処分を目指して検察官への意見書を作成する作業の過程でも依頼人の意思の問題に直面した。わたしたちの班は最初、資料を集めて意見書のひな型をみつけ、それに従って依頼人が被疑事実をしてしまったという前提で、犯行態様の悪質性の低さや事件後の反省などに重点を置いて作成していた。よってこの時点での意見書は依頼人が被疑事実を認めているかのようなものになってしまっていた。しかし、本件の依頼人は酒に酔っていて事件当時のことを覚えていないと主張していたため、被疑事実を否認しているとも認めているとも言い切れない状況であった。そのためわたしたちが起案した意見書は依頼人の意思に沿ったものとはいえ、意見書の方針や姿勢をはじめから考え直す必要があった。参考にできる類似性のある事案の意見書は本や法律雑誌やネットなどの文献からみつからなかったため、どのように表現するのが正解かわからず試行錯誤した。

このように、刑事クリニック学んだことや感じた弁護人の責任の重さは、頭ではわかったつもりでいてもその実は全くわかっていなかったことで、直接依頼人に接しリアルタイムでその弁護活動に携わってはじめてわかることばかりだった。他の授業や自習では得られない貴重な体験を通して、実務家になりたいという気持ちがより強くなり、より具体的にやりたい法曹像がつかめたと思う。

(2) 担当学生の感想その2

今回のクリニックの活動を通じて、本や授業から得た知識をそのまま吐き出すことの無意味さと具体的な事案に応じて自分で考えて行動することの大切さを痛感した。また、実際の刑事弁護活動に身を投じることでしかできないであろう経験を数多くすることができ、多くのことを学ぶことができた。そのうちの主なものについて、以下報告する。

・初回接見の重要性

弁護方針の策定や依頼人の妻への聴取事項、勾留請求却下の意見書の内容を検討するにあたって基礎となったのは初回接見で依頼人から得た情報であった。事件に関する事実に限らず、家族構成、職場での人間関係、仕事の内容など実に多岐にわたる情報を聴取し、そのほとんどが後の弁護活動においても役立つものであった。初回接見が弁護活動全体の基盤となり、以後の弁護活動の見通しをつけるうえでも欠かせないものである点で重要だということを実感をもって理解することができた。

また、今回は初回接見の時間が十分に確保でき、依頼人の方も落ち着いて話ができる状態

だったが、接見時間が非常に限られていたり、気が動転して会話にならない依頼人にあたりたりした場合に備えて、どんな情報を優先して聞き出すべきか、どのような態度で臨めば情報を話してくれるかということを常に考えておくことが大切だと思った。

・読み手を意識した書面作成

私たちが初期に作った2つの意見書の草案は、条文や依頼人たちから聞いた情報をもとに、自分たちが考えたことをただ書き連ねただけのものであった。読み手である検察官が、本件において勾留請求や公訴提起にあたって何を重要視しているのかということを中心に意識していなかったのである。先生方からアドバイスをいただき、検察官に弁護人の意見を効果的に伝えるには、検察官が本件について考えている証拠構造を推測したり、依頼人にとって最も有利な情状が何なのかを明確にしたりしておくことが大切だということを学んだ。

・臨機応変な対応の大切さ

私たちの班では、依頼人が予想していたよりも早くに釈放されたため、当初の弁護活動の計画を変更した。予想外の身柄解放ということで、こちらの負担が増えるということにはなかったが、刑事弁護活動の流動性の高さを身をもって味わうこととなった。急な状況の変化に対応できるよう、担当検察官と密に連絡を取ったり、最初の弁護方針の策定の段階で様々なパターンを考えたりしておくことが大切であることを学んだ。また、報告会などを通じて様々な事件における様々な弁護活動を知っておくことは、不測の事態に備えるうえで有効であると思った。

(3) 担当学生の感想その3

第1 依頼者Xに対する被疑事実

依頼者Xは、泥酔した状態で、帰宅のためにタクシーに乗車した後、車内で嘔吐してから車外に出て嘔吐していたところ、運転手であった被害者Aから料金請求された後、同人を持っていた傘で十数回殴打し、顔面を負傷させたという被疑事実をかけられていた。

第2 学んだこと

まず、釈放前の弁護活動を通じて学んだことは、捜査機関がどういう証拠を重視して立件しようとしているかを意識して意見書の作成その他の弁護活動をしなければならないという点であった。我々学生は、(Xが釈放され、結果として提出には至らなかったが、)勾留請求却下の意見書の作成にあたり、罪証隠滅の恐れ(刑訴法60条2号)を否定する論拠として、Xやその妻Bが警察により押収されたと仰っていた証拠を羅列し、それが押収されているため罪証隠滅の恐れはないと論じていた。しかし、このような起案を見た担当の吉田先生に指摘されたのは、XがAを殴打したという被疑事実の決め手とする証拠は何かを意識して起案せよというものであった。このような視点で見たときに殴打という事実を直接推認させる証拠は、被害者AによるXが殴打という証言のみであった。勾留請求却下の意見書では、この証拠を隠滅させるための手段は何が考えられ、それは被疑者に可能かを論じるべきである。本件において、隠蔽手段として考えられるのは、XがAを脅迫して証言を翻せると

いうものであるところ、Xが被害者の氏名・住所を知らないため、それは不可能であるという主張が最終案となった。

また、示談書や終局処分に対する意見書の作成では、依頼者自身の意思がどのようなものであったかという点の重要性も学んだ。不起訴処分に向けて特に強調すべき事柄は、Xが酒に酔っていて覚えていないという事実及びやっていたとして示談により被害回復はなされているという点であった。この点を理解しないまま、示談をするということは被疑事実を認めると早合点した意見書を作成し、誤りを指摘されたこともあった。依頼者自身の意思を、検察官や裁判官の重視する視点の中で如何に実現させていくかを考えることの難しさを学んだ。

このように、当事者の意思を理解すること、それを求められた枠組みの中で如何に実現していくかを学んだのが今回の刑事クリニックとなった。

刑事クリニックB班 報告書（春学期）

1 担当教員より

受任した事案は、被疑者が覚せい剤を自己使用したという覚せい剤取締法違反被疑事件であった。受任したのは逮捕の翌日で、被疑者は被疑事実を認めており、また、同種前科2犯で、受刑歴1回であった。

逮捕に至る経過は、被疑者が自動車を運転中に職務質問を受け、覚せい剤取締法違反の前科があったことから、警察官が被疑者に対して尿の任意提出を求めたところ、被疑者はそれに応じ、尿の鑑定結果が陽性となったため緊急逮捕されたが、職務質問の開始から緊急逮捕までの間、職務質問の現場及び警察署に約6時間にわたって留め置かれたというものであった。そこで、逮捕手続の違法性について検討したが、違法とは言い難いという結論に至ったため、勾留決定に対する準抗告は断念した。

本件は実刑相当の事案であったことから、公判請求後速やかに保釈請求できるように、被疑者と同居中の女性及び被疑者の弟と面談した上陳述書を作成し、保釈請求書の起案を行い、保釈の準備をした。さらに、公判請求された際の情状立証として、覚せい剤中毒の治療及び治療ができる病院等について調査し、また、新設された刑の執行猶予につき調査・検討した。

勾留が延長されそうな状況となったことから、検察官に対して、勾留延長しない旨を要請した意見書を作成して提出した。また、勾留延長決定が下されたことから、同決定に対する準抗告を行ったところ、準抗告が認められた。検察官は、この勾留延長を取り消すとの決定に対して、執行停止の申立も準抗告もしなかったことから、被疑者は釈放され、在宅事件の取扱いとなった。

なお、受講生は、合計3回接見に立ち会うことができ、しかも、立会人なしの秘密接見を経験することができた。

2 受講生より

今回の刑事クリニックで、私たちB班は覚醒剤取締法違反の被疑事実で逮捕された被疑者を担当しました。私は当初、刑事事件で大切なことは被疑者が犯罪に至った動機、背景を理解し、共感することが大切であると考えていました。なので、覚醒剤事案と聞き、自分が理解、共感できるのか不安に感じました。しかし、今回の実習を通じて、刑事事件に必要なのは被疑者の要望を実現することであると感じました。そのためには、被疑者に信頼してもらうこと、そして被疑者の要望を実現することができるノウハウを有することが必要です。

まず弁護士として信頼されるには、被疑者から聞いた事件の状況を的確に把握し、被疑者の要望に対して適切なアドバイスをし、被疑者の意見を否定する場合にはきちんとした根拠や事実を述べるのが重要であると考えました。接見に行く際にはプロ意識をもって接することが大切だと思いました。自信ない態度は相手に不安を生じさせてしまいます。

次に被疑者の要望を実現させるには、準抗告等で声を上げるべき抑えどころを抑えることだと思いました。刑事事件は厳格な身体拘束の期間が定められており、その中で弁護士ができることには限りがあると思います。その限られた中で最善の結果を最速で出すためには、的確な状況の把握をし、可能性の高い請求に力を入れることが必要です。今回は違法捜査を理由とした勾留却下の請求は諦め、勾留延長に対する準抗告や保釈に力を入れました。そして勾留延長に対する準抗告が通り、被疑者が釈放されました。接見を重ねる中で勾留が延長される「やむを得ない事由」はないと考えていたので、請求が通り、とても嬉しかったです。

このように沢山のことを学ぶ非常に身になる機会を与えて下さり、本当にありがとうございました。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

器物損壊被疑事件で通常逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑事実は、家電量販店で扉を損壊したというものであり、依頼者は被疑事実を認め、早期釈放を希望していたため、勾留の回避及び不起訴処分を目標とした。受任当日、依頼者の勤務先の共同経営者から上申書を取得し、被害者に対し示談を申し入れ、翌日、検察官に対し、勾留請求をせずに釈放すべき旨の意見書を提出した。同日、検察官が勾留請求をしたため、その翌日、裁判官に対し勾留請求の却下を求める意見書を提出したところ、裁判官は勾留請求を却下し、依頼者は釈放された。その後、不起訴処分を目標として活動を続けているが、被害者との示談は成立せず、終局処分は未了である。

2 受講生より

今回の刑事クリニックを終えて、我々の中で重要だと感じた点は3点あります。

まず被疑者からの事実の聞き取りの重要性についてです。配点表では被疑事実しか書いていないため、事件に関する情報はほとんどゼロに近い状態から聞き取りました。初回接見時では、模擬接見で学んだことに従い、5w1hを意識して丁寧に質問しましたが、被疑者の勤務先の名前など、今後の弁護に必要となる重要な事実を聞き逃したことに後で気が付きました。接見前に一般的な弁護の方針を調べておき、係る弁護に必要となる事柄、具体的には勤務先名、店名などを的確に聞く必要があることを感じました。

次に、弁護活動はマニュアルや法律に書かれておらず、自分たちに頭で必要な書面を作成していく必要があるということです。事件が配点されてから、主に刑事弁護のテキストを使い勾留請求却下に必要な書面を考えました。もっとも、事案ごとに勾留請求却下に必要な書面は変わるし、テキストに記載されている書面の形式を守らないといけないわけではありません。また、特に刑事弁護では、法律上弁護側の権利は規定されているものの、刑事弁護として行うべき事柄（例えば意見書を提出すること）については何等規定されておりません。重要なことは、我々が伝えたいことを簡潔に伝えることです。そのためどのような名前の書面を、どのような項目分けで、どのような表現で記載するかは当該事案に応じて、自分たちの頭で考える必要があります。教科書やテキストの表現をそのまま使うのではなく、提出する書面を柔軟に考えていく必要があることを学びました。

最後に、重要だと思ったことは、スピード感です。72時間以内に勾留請求がされるため、とにかく迅速に行動し、対策を立てたので、身元引受人を確保し、勾留請求却下にも効果的だったと思います。刑事弁護活動はこのように、時間が限られていることが特徴で、今ある事実を局面ごとにどんな書面によって証拠化するのか、判断力が求められました。この刑事クリニックでの実務の経験を生かして、教科書の知識を具体的にイメージして、これからの勉強を進めたいです。

刑事クリニックC班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

通勤途中の電車内で、女性の臀部を着衣の上から触ったとして現行犯逮捕された東京都迷惑防止条例違反被疑事件（痴漢事件）を受任した。受任したのは逮捕された当日であった。依頼者は被疑事実を否認しており、会社に連絡も取れず欠勤する状態が続くと、勤務先に多大な迷惑をかけるとのことで、受任直後から、勤務先に対する連絡を行うと共に身体拘束からの解放（勾留を阻止すること）に向けての弁護活動を行った。まず、身体拘束を解かせるため、勾留しないよう求める意見書を検察官に提出したが、勾留請求がなされた。そこで、勾留請求却下を求める意見書を裁判所に提出し、担当裁判官と面接を行い、勾留請求を却下するよう求めた。その結果、勾留請求が却下され、依頼者は釈放された。釈放後は任意捜査が継続されることから、依頼者と面談し、その後の弁護方針等の打ち合わせを行った。

2 受講生より

まず感じたことは、刑事弁護においては思った以上に時間の余裕がないということである。本件は、迷惑防止条例違反の疑いで警察に逮捕された事件で、依頼者である被疑者は、否認しつつ、仕事上の理由から早期の身柄解放を求めている案件であった。刑事訴訟法などの授業を受ける中では、時間制限というものは警察や、検察官にのみあるように思っていたが、実際には初回接見、各種意見書・抗告書の作成や提出などやることが短い期間中に重なっており、充実した弁護活動を行うためには、限られた時間内で接見などから出来る限りの情報集めた上で、方針を組み立てる必要がある。書類作成だけに傾倒すればいいわけでは勿論なく、依頼者や関係者などにケアやこれからのことの説明を行ったり、場合によっては示談交渉などのために相手方に会ったりなどもする必要があるといったことも学べたように思う。他にも、弁護側が持つ情報の少なさや、依頼者に対してどのような説明をするべきかなど授業では学べないことを多く学べた。生の依頼者と実際にあって面談したことは貴重な経験になったと思う。この貴重な経験を将来に活かしていきたい。

臨床法学教育（労働）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

小林 譲二／島田 陽一

【授業概要】

臨床法学教育（労働）では、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする。

学生は、大学附属法律事務所において、弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり、また、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、労働クリニックは、学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて行われる。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスをを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者とする事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導

のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日の傍聴などを行う。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニックには、その他の参考文献が整備されている。

【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

<他の授業との関連>

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

<受講者への要望>

特になし。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

本年度の労働クリニックは、秋期に下記の4人の受講を得た。扱った主な事件は、会社の退職・転職に際して、労働者が会社の就業規則に規定されている退職後の競業禁止義務・秘密保持義務に関し会社の指定する誓約書を提出しなかったことを理由とする退職金の減額事件であった。

同事件については、違約金の定めまたは損害賠償予定を禁止する労基法16条との関係、憲法22条の職業選択の自由に基づく労働者の転職の自由の保障、労働契約法7条・10条の就業規則の合理性などが問題となる。また同種事件については、競業会社に就職した場合に退職金減額を定めた就業規則の効力を肯定し、退職金支払後競業会社に就職したことが判明した労働者に対して退職金の一部返還請求を肯定した最高裁判決があり、最高裁判決との関係も問題となった。受講生はよく事案を理解し、相談者との面談、判例の調査と本件との異同、内容証明書の起案、訴状書の起案、権利行使と当事者の意思、時期などの検討に当たった。教員の側も受講生の調査に示唆を受けることも少なくなかった。

また相談で終わったが、学生アルバイトの退職、実質的な解雇事案も担当した。同事件からは、使用者の主張と事実の把握と法的な検討、労働者の要求の把握をする上で、聞き取る側（法律家）の幅広い法的な理解力が問われた点で受講生には貴重な体験となったと思う。

2 受講生より

(1) 担当学生の感想その1

将来弁護士となった際に扱いたい分野として以前から労働事件に興味があったことから、座学を通じて得た労働法の知識を実際にどのように労働者保護に役立てるのかという実務のイメージをもつためにクリニックを受講した。依頼者の相談、判例調査、法的論点の検討、訴状等の起案を主体的に行うことで、実務の一端を体験することができたことは、自己の将来像の明確化に有用であった。特に、実際に紛争の渦中にある労働者の相談を受け、その場で応対するという経験はロースクールの講義や自習によるのみでは経験できない貴重なものであった。

(2) 担当学生の感想その2

労働クリニックにおいて実際の労働事件に触れたことは、「労働法」という科目を学ぶ上でとても意義のあることであったと思います。当初、私は労働法という科目について漠然としたイメージしか持っておらず、判例や教科書も、「良くわからないけど何となく読んで暗記する」といった状態でした。しかし、クリニックにて、労働者の方々のお話を聞き、類似の事案の判例を読み、該当箇所の教科書を読む、といった作業を何度か繰り返す

うちに、臍げながらも「労働法ってこういうものなのか」という実感を持つことができました。とても有意義な時間だったと思います。

(3) 担当学生の感想その3

労働クリニックを通じて、労働実務における様々な体験をさせていただきました。依頼者との面談、カウンセリングにおいては、法律家として最適な解決策を提示するため、依頼者に対して多様な角度から質問し、鍵となる事実を聞き出すことの難しさ、重要性を学びました。また、内容証明郵便の起案においては、書式やその内容についてだけでなく、裁判に持ち込まずとも、紛争を解決に導いていくことの重要性を知りました。机上で学んだ知識について、実務を通して身をもって経験させていただくことは、非常に有意義であり、大変貴重な経験となりました。

(4) 担当学生の感想その4

実際の依頼者が、どのような気持ちで、どのような深刻な悩みを抱えているのかを、初めて間近に感じた。その人の人生を大きく変えてしまう可能性のある仕事であると、改めて痛感した。同時に、その責任こそが、大きなモチベーションになるということも学んだ。

また、依頼者から話を聞きだす力がないと、相談内容を解決することはできない。普段学んでいる要件事実を軸に、どのような事実を聞き出すべきかを考え、これらを対話により引き出すことが、弁護士としての腕の見せ所だと実感した。

臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

宮川 成雄／渡辺 彰悟

【授業概要】

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。担当者の宮川は、アメリカの移民法・難民法を専門分野とする研究者であり、渡辺は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。この研究者教員と実務家教員のコラボレーションにより、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的实施、難民認定基準の問題等について、学生は実務家教員の指導監督を受けながら、現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し、裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について、実務家教員の指導を受ける。この作業の中で、依頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

受講学生は、現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法・難民法の現行制度について、研究者教員および実務家教員との議論を通して、制度改善の理論的課題や政策提言をまとめることが期待される。

【授業の到達目標】

外国人法・難民法に関わる法制度を理解し、それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

【授業計画】

- ・週1回の教室での事案検討会を持ち、担当事件の進捗状況を実務家教員および研究者教員と共に検討する。
- ・授業時間外の学修活動としては、毎週平均して約4時間の実務実習および資料調査・読解・報告の作業を行う。これらの作業は弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックのスペースでおこなう場合もあるし、実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。あるいは、必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房、2005年）

全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信山社、2015 年）

【参考文献】

指定なし。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

この科目は、秋学期のみの開講である。

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

特になし。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

(1) 外国人法クリニックの狙い

このクリニックの設置の狙いは、外国人の人権擁護分野で活躍する若手法曹の輩出にある。若手弁護士がこの分野の法実務に参入するには、さまざまなハードルがある。とりわけ、相談者・依頼者が外国人であるゆえに、異なる言語と文化が最初の一步を踏み出すことに、心の大きな溝が存在するといえる。しかし、この心の溝は、一度踏み出せば当初想定したほどには大きなものでないことが理解できるであろう。通訳人の助力を得ることでき、出身国の情報も図書・雑誌だけではなくインターネットを通してかなり収集できる。法科大学院でのリーガル・クリニックの授業をとおして、外国人の人権擁護分野の法実務を経験することは、この溝を乗り越える一步となることは間違いがない。

(2) 今年度の授業実施概要

今学期は2名の受講者があった。1名は3年生であり、あと1名は2年生であった。彼等が担当した事案は、アフリカからの難民であり、入国管理局への難民認定申請書に添付して提出する難民該当性についての意見書の起案を担当してもらった。そのために、教員の指導監督の下に、通訳人を介して申請者に数次にわたる聞き取りを実施し、出身国情報と申請者の迫害経験と近似する本国状況についての情報を、インターネット等を活用して収集してもらった。

これらの情報を基に、申請者の経験した事実が難民条約上の難民の定義に、いかに該当す

るかについて、教員と学生が詳細な検討を重ねた。今学期の申請者の事案は、難民条約上の5つの迫害要素のうち、「特定の社会的集団の構成員」であることを理由とする迫害という構成をとらざるを得ない事案であった。条約の法文が用いる概念を理解するために、難民条約の専門書を読み込み、聞き取りで得られた情報を丹念に確認し、意見書の起案を行った。

履修学生はこのような現実の事案を用いた学修をとおして、難民認定に関わる知識、技能、および法曹としての専門職倫理の修得に成果を上げたといえる。本クリニックの学修は、通訳人を介した聞き取りの技能、聞き取った生の事実を文章化し要件事実を特定する技能、依頼者・相談者が第三者に経験事実を説明する際の心理的ストレスへの理解、法制度の中での依頼者・相談者の置かれる地位と法律家の役割への理解、実現されるべき法律・条約等の規範内容の理解等に成果があったといえる。

2 受講生より

(1) 履修にあたって

普段ロースクールの授業で学んでいることが、どのように実務で役立つのか知りたかった。外国人法クリニックを選んだ理由は、熱心に取組む著名な実務家が少ない分野なので貴重な機会であると感じ、また、昨今、自国優先主義が強調される情勢の中で、今まさに経験すべき実務であると考えたからである。

(2) 履修を終えて

実務で作成する法律書面と、ロースクールで書くレポート・試験の答案等は、本質的に同じであることに気付いた。いずれも具体的事案について関係法令に応じて法的に分析した上で、特定の法律効果を導く法律論構成をし、必要な事実を抽出し評価を加えて要件事実が存在する・しないを主張する作業である。また、実務では往々にして既存の知識では太刀打ちできない事件に直面することを知った。今回クリニックで扱った難民申請者のアフリカの国についての事前知識は、教員も含め必ずしも十分ではなかった。しかし同時に、リーガルマインドにより知識不足は克服できることも分かった。情報収集や法的思考には普遍性があり、初見の事件でも解決指針を十分に検討することができる。これらから、ロースクールで学修すべきことは、個々の条文解釈の技法や事実評価の力の総体としてのリーガルマインドであり、日々求められているのは、架空の事例の適当な「設問への解答」ではなく、当事者が悩み苦しむ現実の問題について「法的書面」を作成する訓練であると再認識することができた。

日本における難民認定は極少であり、日本は条約上の義務を誠実に履行していないことを理解した。この状況は硬直化している。ここから、実務家は基本的に判例に依拠して依頼人の相談に応じることを役割とするものの、時として、変革を起こすために最初から判例変更を狙う争いをする心構えが必要であるとの意識をもった。

(3) 今後のクリニックの実施について

依頼人から直接ヒアリングを行い、さらに、一から書面を作成したことは意義深いものであった。実務の擬似体験ではなく、責任の一端を担ったものといえ、自分が聞き、自分が考え、自分が書いた書面が、現実に依頼人の望む法的地位を獲得することにつながりうるとの実感は、通常の授業では得られない貴重な感覚である。本クリニックの、学生に作業を一任し見守るという教員のスタンスは、是非とも継続してほしいと思う。

臨床法学教育（商事）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

Ⅰ：尾崎 安央／松本 真輔

Ⅱ：奥山 健志／黒沼 悦郎

【授業概要】

《ⅠA・ⅠB》

本クリニックは、企業法務の弁護士が行うM&A、会社訴訟、法律相談等の具体的な作業内容について、まず講師からそれらについて実務的な観点から解説する講義を行った上で、具体的な事例（基本的には仮想事例を想定しているが、適切な事例があれば、実際の事例を取り扱う可能性もある）に基づき、受講者にその基本的な作業を実際に体験してもらい、それに対して適宜講師よりコメント・指導等を行う形式で実施する。M&Aの契約交渉、会社訴訟の訴状・答弁書の作成に関しては、受講者を2つのチームに分け、チーム対抗で行うなど、チームでの共同作業も体験してもらう予定である。大学の講義・演習では、特定の法律しか問題にならない事例を取り扱うことが多いと思われるが、企業法の実務では、会社法に限らず、金融商品取引法、独占禁止法、労働法、租税法等の関連法令、取引所規則等、企業関係の複数の法令等が同時に問題となることも多く、本クリニックでは、そのような複数の法令等（その中には受講者が未修の法令等も含まれる可能性がある）を調査・考慮することが必要になるような作業も体験してもらう予定である。

《Ⅱ》

本商事クリニックでは、企業法務の現場において取り扱っているM&A等の契約実務、商事紛争、ストック・オプション等のインセンティブプランの設計、社内規程の設計等の企業法務の基本的な流れを理解、体験してもらうことを目的としている。本商事クリニックでは、生の事件を直接取り扱うことは予定していないが（適切な事案があれば、取り扱う可能性もある。）、生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて、企業法務の現場や会社法を始めとする法令の実際の運用の仕方を体験してもらいたいと考えている。

【授業の到達目標】

《ⅠA・ⅠB》

会社法をはじめとする企業法について実務的な理解（企業法の条文・ルールが実務においてどのように適用・使用されているのか等の理解）を得るとともに、実務に必要なヒアリング・質問能力、法律調査能力、文書作成能力、プレゼンテーション能力、交渉能力等を習得してもらうことを目標とする。

《Ⅱ》

企業法務の現場で行われている作業を、その背景、理由等も含めて理解、体験することにより、実務家として対応できるリサーチ能力・メモランダム作成能力を身に付ける。また、会社法を始めとする法律が、実際に企業法務の現場でどのように運用されているのかを知ることにより、司法試験に向けた会社法等の学習の実をあげることも目標としている。

【授業計画】

《ⅠA・ⅠB》

第1回 イン트로ダクション ※チーム分けも第1回の授業で行う予定のため、受講希望者はできるだけ第1回の授業に出席することが望ましい。ただし、第1回の授業への出席を受講の条件とまではしない。

第2回 M&Aのプランニングに関する講義

第3回 組織再編に係るスケジュールの作成等

第4回 M&Aの法務デュー・ディリジェンス（「法務DD」）に関する講義

第5回 法務DDに係る資料請求リストの作成等

第6回 M&A契約に関する講義～前提条件、表明保証、誓約、補償等

第7回 M&A契約の作成

第8回 M&A契約に対するコメント

第9回・第10回 M&Aの契約交渉

第11回 会社訴訟の実務に関する講義

第12回 訴状の作成

第13回 答弁書の作成

第14回 企業法務に関する法律相談・メモランダムに関する講義

第15回 メモランダムの作成

上記は一応の予定であり、学生の希望や状況に応じて変更される可能性がある。

なお、一部授業の実施を講師（松本）が所属する中村・角田・松本法律事務所（大手町）で行う可能性があり、その場合、日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

《Ⅱ》

仮想事案に基づくM&Aに関連する契約書（秘密保持契約、株式譲渡契約等）の作成・検討、契約交渉におけるドラフトへのコメントの出し方、M&A契約の模擬交渉、法令調査・メモランダムの作成、仮想事案に基づく商事紛争事案への対応の検討（依頼者からのヒアリング、答弁書の作成等）、各種法律相談等の実務を理解、体験してもらうとともに、リサーチ・メモランダムの作成方法等について指導を行う。なお、M&A契約の模擬交渉に際しては、受講者を2つのチームに分けて、チームでの作業を行ってもらうことも予定している。

現時点で想定している具体的テーマは以下のとおりであるが、授業の進捗や学生の要望

に合わせて随時変更することがある。

- ・M&Aに関するスキーム、プランニングの検討
- ・M&Aに関連する契約書の作成、検討
- ・契約書に対するコメントの出し方
- ・法務デュー・ディリジェンスの実務
- ・判例・文献のリサーチ、メモランダム作成
- ・M&A契約に関する模擬契約交渉
- ・開示資料の作成、検討
- ・商事紛争事案への対応（ヒアリング、書面作成）
- ・社内規程（定款、取締役会規程等）の作成・改定に関する法律相談
- ・ストック・オプション発行要項の検討

なお、一部の授業を実務家教員（奥山）が所属する森・濱田松本法律事務所で実施する可能性があり、その場合、日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

【教科書】

《 I A ・ I B 》

特に指定しない。

《 II 》

指定なし。授業中に適宜配布あるいは指示する。

【参考文献】

《 I A ・ I B 》

江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（有斐閣、2015年）のほか、必要に応じて授業時に紹介する。

《 II 》

江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（有斐閣、2015年）

田中亘『会社法』（東京大学出版会、2016年）

【備考・関連URL】

《 I A ・ I B 》

＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

また、授業の運営上、定員は原則として14名以内とし、受講希望者が定員を上回る場合は抽選により選抜することがある。

＜受講者への要望＞

企業法務に関心のある学生の積極的な参加を希望する。

《Ⅱ》

＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

＜受講者への要望＞

企業法務や会社法の運用の実務について興味、関心のある学生、会社法の理解を深めたいと考えている学生の参加を歓迎します。また、企業法務の実務では、未知の法令の調査、最新の法改正の動向の調査が必要となる場合もあるため、そのような対応力を身につけることについて、意欲のある学生の参加を期待しています。

商事クリニック I A

報告書（春学期）

本クリニックにおいては、企業法務の弁護士がM&Aや会社訴訟等において行う具体的な作業内容について、まず、実務的な観点からの講義を行い、それを踏まえて具体的な事例（実際の事例を踏まえた仮想事例）に基づく課題を出し、企業法務の弁護士が行っているのと同様の作業を体験してもらうという形式を取った。具体的な作業としては、持株会社化の方法の比較検討、共同株式移転による持株会社設立に関するスケジュールの作成、秘密保持契約書の検討、デュー・ディリジェンスで発見された問題点についての検討・アドバイス、株式譲渡契約の作成、株主総会決議取消訴訟の訴状・答弁書の作成等を体験してもらった。また、課題を出すに際しては、敢えて予め全ての情報を与えるのではなく、受講生において予め与えられた情報が足りないと判断した場合には、講師を依頼者と見立てて質問をする等の作業を行ってもらうようにした。また、講師の経験した実際の事件についての解説等も行い、実務の具体的なイメージを持ってもらえるようすることにも努めた。

商事クリニック I B

報告書（秋学期）

1 担当教員より

本クリニックにおいては、企業法務の弁護士がM&Aや会社訴訟等において行う具体的な作業内容について、まず、実務的な観点からの講義を行い、それを踏まえて具体的な事例（実際の事例を踏まえた仮想事例）に基づく課題を出し、企業法務の弁護士が行っているのと同様の作業を体験してもらうという形式を取った。具体的な作業としては、持株会社化の方法の比較検討、共同株式移転による持株会社設立に関するスケジュールの作成、秘密保持契約書の検討、デュー・ディリジェンスで発見された問題点についての検討・アドバイス、株式譲渡契約の作成、株主総会決議取消訴訟の訴状・答弁書の作成等を体験してもらった。また、課題を出すに際しては、敢えて予め全ての情報を与えるのではなく、受講生において予め与えられた情報が足りないと判断した場合には、講師を依頼者と見立てて質問をする等の作業を行ってもらうようにした。また、講師の経験した実際の事件についての解説等も行い、実務の具体的なイメージを持ってもらえるようすることにも努めた。

2 受講生より

(1) 商事クリニックを受講してよかった点

- ・普段会社法で学んでいる知識を実務では実際にどのように使うのか、実務家の先生から教えていただいたのはとても貴重な機会だったと思います。
- ・株式譲渡契約書の作成方法など会社法ではあまり深く学んだことのないことについても学ぶ機会があり、より会社法に対して興味を持つことができるようになったと思います。
- ・課題を解くために参考となる資料を検索する能力を磨くことができたと思います。
- ・文章能力を磨くいい練習になりました。また、法律家の仕事をするにあたっては、文章を作成する際に使用する表現には本当に細心の注意を払っているのだなと強く感じ、法律家のプロフェッショナルとしての意識を感じることができました。

(2) 反省点

- ・商事クリニックの課題を後回しにしてしまい、課題を提出するのが金曜日の真夜中であることがほとんどで先生に申し訳ないことをしてしまったと思っています。
- ・課題では必要に応じて質問することも求められていたのですが、時間があまりなかったこともあり、質問を基本的にせず、依頼者から必要な情報を取得する練習ができなかったことは反省しています。

商事クリニックⅡ

報告書（春学期）

1 担当教員より

本クリニックにおいては、企業法務の現場において取り扱っているM&A等の契約実務、商事紛争その他の日常相談等の企業法務の基本的な流れを理解、体験してもらうことを目的として、それぞれ生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて、実際に企業法務に携わる弁護士が行う作業を経験してもらった。

具体的な作業としては、M&Aに関する事項では、事業買収のスキームやスケジュールの検討、秘密保持契約の検討、デュー・ディリジェンスにおいて調査すべき項目の検討、発見事項の最終契約書への反映方法の検討、依頼者に対して伝えておくべきリスクの分析等をしてもらうとともに、最終契約書については、学生を買主・売主チームに分けて模擬交渉を行わせた。M&Aに関する一連の作業全体を、具体的な事案に沿って実際に経験してもらうのと並行して（特に依頼者が売主・買主のどちらの立場であるのかを意識してもらうように心掛けた。）、実務上のポイントについて担当教員から解説を行うことで、学生にとっては、単に会社法を始めとする法令等の内容を理解するだけではなく、その具体的な使い方を体得する機会になったと思う。

また、商事紛争に関しては、取締役の解任に伴う損害賠償請求及び退職慰労金請求に関する事案を題材に、依頼者からのヒアリングのロールプレイや答弁書の作成等を行ってもらった。ヒアリングのロールプレイでは、その場で判明した事実関係を基に、法的主張を考え、さらにその場でどのような事実関係を追加で確認しておく必要があるのかを検討するにあたり、裁判例や学説の理解が重要であることや依頼者に対して事案分析のポイントを分かりやすく説明することの難しさを学ぶ機会になったと思う。

その他日常法律相談では、依頼者からの相談メール（取締役会の付議基準の改訂に関する相談）に関して、法律事務所内での議論用の検討メモ及び依頼者への回答メール案のドラフト等を行ってもらった。

2 受講生より

商事クリニックでは、M&A契約に関する実務を中心に商事紛争案件や会社からの日常相談の案件について扱いました。特に、M&A契約に関しては仮想事例を用いて契約書のレビューや受講生が売手側と買手側に分かれての模擬交渉等を行い、実際に会社から弁護士事務所に依頼があると想定できる内容について取り組みました。事前の課題が与えられた回や模擬交渉等がある回の授業に関しては、自分たちで予め調べた知識に基づいて取り組んだ後に先生から講評等をいただくという形式で授業は進められました。

私は元々企業法務に興味があり、実務について学生のうちに少しでも知っておきたいと感じ、商事クリニックを履修しました。授業の予習段階では具体的なイメージができずに苦労することもありましたが、実際に先生から実務での運用等の講義を受けて新たに知ることが多く、刺激的な日々を過ごせました。そして、全15回の授業を通じて、企業法務の現場で私たちが日々学んでいる会社法等の法令がどのように運用されているかを知ることができました。

反省点としては、細部にまでこだわった検討が必要であったと授業で気づくことが多かった点です。しかし、夏季休暇中に弁護士事務所を訪れた際に、商事クリニックで扱った内容に近い課題に取り組む機会があり、その課題に取り組んだ際には、細部にまでこだわった検討をすることができ、商事クリニックで感じた反省点を活かすことができたと感じています。

商事クリニックでは会社実務に関する知識以上のものを吸収することができましたので、この経験を今後とも活かしていきたいと考えています。

早稲田大学大学院法務研究科

2017年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学大学院法務研究科

〒169-0051 新宿区西早稲田 1-1-7
早稲田大学 28号館 4階

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

電話 03-5272-8156 FAX 03-5272-8156

(お問い合わせはこちらまでお願いいたします)